

<農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

○集落ぐるみの農業生産活動の強化を目指し法人化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県甲賀市 三大寺			
協定面積 30.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、小麦、大豆			
交付金額 370 万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 (100%)	集落の活動に対する経費	3	%
		省力化農機具・付属装置の購入	50	%
		獣害防止対策用施設代、維持管理・保守委託	6	%
		水路の清掃、道路の補修、共同活動、交流事業	25	%
		獣害防止対策用施設の資材	5	%
協定参加者	農業者 55 人、生産組織 1、農業生産法人 2、非農業者 85			開始：平成 17 年度

2. 取組に至る経緯

三大寺集落では、昭和 52 年から 58 年にかけてほ場整備が実施されたが、小さな区画が多いため作業効率も悪く、集落の高齢化や後継者不足から畦畔の草刈り等も負担となってきたことから、生産組合を通じて、集落ぐるみで農業生産活動を行ってきた。

しかし、条件の良いところであっても耕作放棄地が現れ始めたことから、集落全体に「耕作放棄農地をなくし、農地を守る。」といった意識が芽生え、後継者の問題とも相まって、平成 17 年度から中山間地域等直接支払制度に取り組むこととなった。

集落ぐるみでの農業生産活動のさらなる強化を目指し、平成 18 年には、特定農業団体を設立し、法人化に向けての研修会等を進め、24 年、農事組合法人「いいみちふアーム」の設立に至った。

3. 取組の内容

三大寺集落では、集落の事業には集落全員が協力して取り組んで来た慣行があり、協定には農業者だけでなく非農業者も参加して、日常の水路の管理、草刈りに加え、一斉草刈りや水路の補修、農道の修理を実施するなど一体となって取り組んでいる。

第 2 期対策では、主に共同利用機械の購入を行い、第 3 期対策では、農道や水路の維持管理、農村環境美化に加え、収穫祭やため池での池さらい、魚つかみなど住民との交流対策にも取り組んでいる。



【いいみち米の作付け】



【収穫祭での農作業体験】

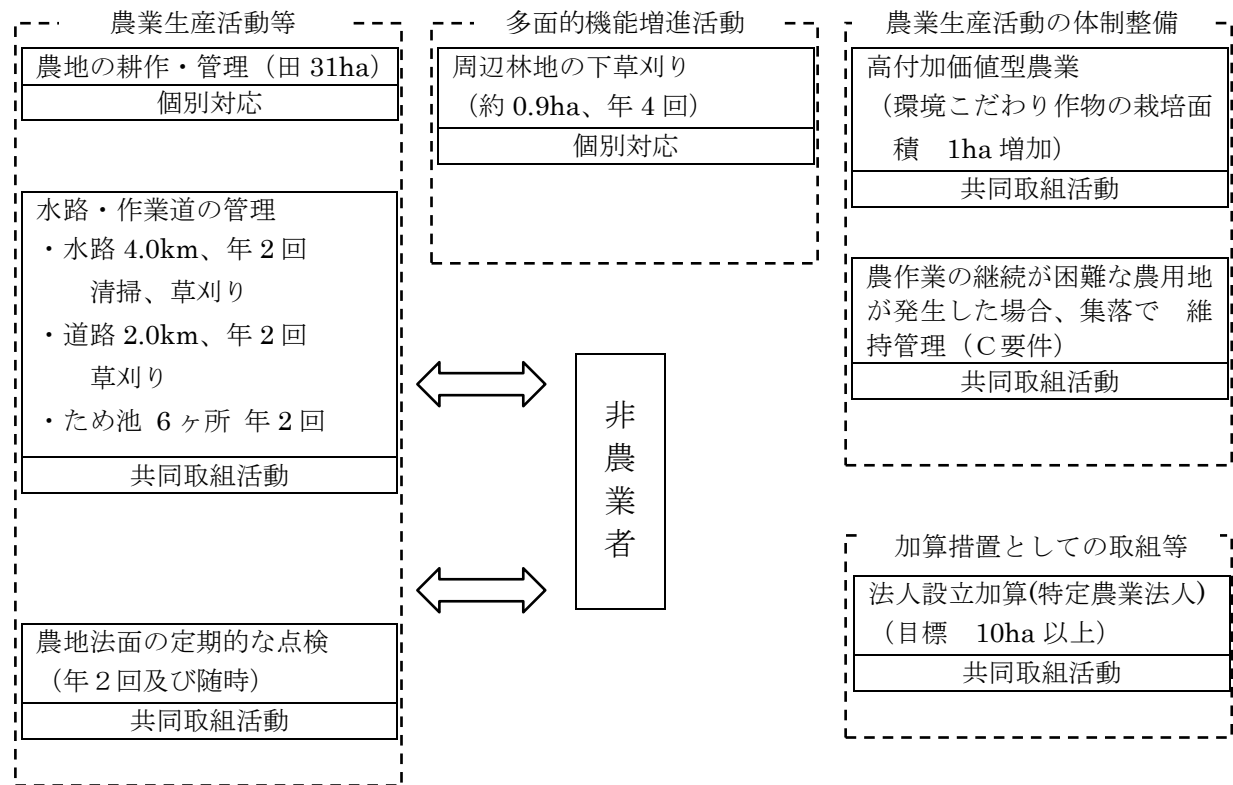
【集落の将来像】

- 農事組合法人「いいみちふアーム」を中心とした集落ぐるみの農業生産活動
- 住民間交流の活性化による集落意識の向上
- 水稻を中心に野菜等の栽培に着手し、6次産業化を目指す



【将来像を実現するための活動目標】

- 環境こだわり作物の栽培面積の増加



4. 今後の課題等

水稻中心の作物であることから、より収益性の高い農業に取り組んでいく必要があるが、野菜は、費用がかかるため利益率も低く、また、集落には兼業農家が多いことから、平日も作業できる人が少ないこともあって、今後とも水稻が中心となる。

米の質が良いことから、「いいみち米」ブランドで、米の地産地消や直接販売を行いたい、乾燥調製設備を持ち合わせていないため、量的に限界がある。

今は環境整備の時期と考え、若い人も取り組みやすい環境づくりを目指している。

【第2期対策の主な成果】

- 獣害用防止ネットの設置
- 大豆用コンバイン、ラジコン動力噴霧機、自走式傾斜草刈機等の共同活動・体制整備に係る機械購入

＜他集落との連携、高齢農家等への支援に取り組む事例＞

○集落をまたがる広域協定で地域農業の維持発展を図る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	京都府船井郡京丹波町 質美			
協定面積 56.7ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻、小豆、黒豆			
交付金額 640万円	個人配分			48.6 %
	共同取組活動 (51.4%)	手当、事務費		9.9 %
		先進地視察、試験ほ場設置、集落座談会		9.3 %
		水路、農道等の維持管理		6.3 %
		防除作業、修繕作業		9.4 %
		鳥獣害防除の共同取組		16.5 %
協定参加者	農業者114人、生産組織3、農業生産法人1			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

質美集落は、昭和26年の市町村合併前の旧質美村であり、7つの小集落から構成されている。それぞれの小集落は、それぞれに出作・入作の関係があったことから、今でも集落間のつながりが保たれている。

京都府の「地域農場づくり事業」を契機として、今後の発展について各集落で話し合いがもたれ、地域農業の維持発展を図るため7集落が集合し、広域協定として平成12年から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

それぞれの小集落を取り巻く状況は異っており、共同取組活動についてもすべての集落が一様に活動に取り組むのではなく、草刈りや清掃等の基礎的な共同活動については、小集落毎に実施され、協定の役員もそれぞれの小集落から選出されており、交付金も小集落毎に配分するなど、小集落主体の取組みとなっている。

なかでも上野集落は、他の集落と比べても高齢化の進行が著しく、規模も小さいことから、上野集落単独での活動が難しくなってきたため、第3期対策からは、小規模・高齢化集落支援加算に取組み、協定参加者（集落）全体でサポートを行っている。



【頭取工の修繕】



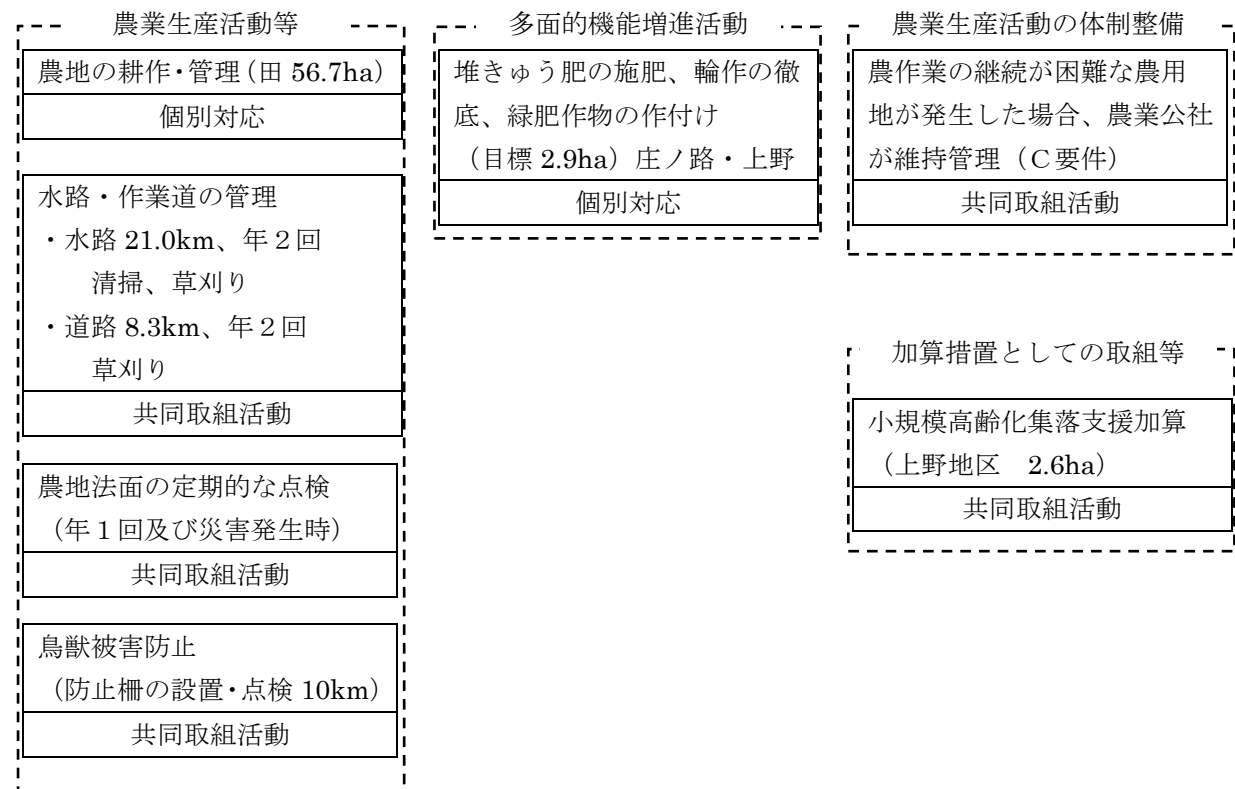
【グラウンドカバーによる管理の省力化】

〔集落の将来像〕

- 高齢化がすすむ中で荒廃地の増加を防ぐため、農地集約化を進め、地域一体化農業を目指す

〔将来像を実現するための活動目標〕

- 農地の貸出し希望農家を把握する仕組みの確立



4. 今後の課題等

質美集落では、兼業農家が多く、新規就農者もいることから、農業者も比較的若く、耕作放棄地も発生しておらず、現時点では、農村機能が保たれてはいるが、5年後、10年後のことを考えた時、「今と同じ状況が続く。」とは言い切れない。

一部の農業者は、将来的な不安を憂慮しているが、大半の農業者は、未だその危機感を持ち合わせていない。

〔第2期対策の主な成果〕

- 新規就農者も増え、耕作放棄に歯止めができた

<地場産農産物の加工・販売に取り組む事例>

○中山間協定組織を母体とする法人化で担い手の確保を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	京都府 ^{よきぐん} 与謝郡 ^{よきのちよう} 与謝野町 ^{よざ} 与謝			
協定面積 57.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 1,089万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	役員報酬、費用弁済		4%
		用水路の改修		23%
		農道・用水路の草刈り・溝掃除の共同活動		19%
		事務費		1%
		有害獣対策		13%
協定参加者	農業者65人、農業生産法人2、非農業者3人、農事組合等2			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

高齢化の進行や農産物価格の低迷、また、鳥獣被害による生産意欲の減退により、与謝集落を取り巻く状況が、年々、厳しさを増していく中で、集落の将来について話し合いが重ねられ、平成12年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる。

本制度を契機として、12年8月に「与謝中山間振興会」を設立し、これまで農家が個別に行っていた農道・水路の管理作業や農業用機械の共同化を実施して、農業生産活動を集落で補完できる仕組みづくりを構築している。

3. 取組の内容

与謝中山間振興会では、農地の保全や水路の維持管理、補修等を行う法面担当委員会、旧加悦町が整備した「大豆・米乾燥調整施設」（ミニライスセンター）の管理・運営を行う施設運営委員会など、部門毎に委員会を設け、活動を行っている。

こうした中、23年6月には、施設運営委員会が母体となり、株式会社与謝ファームとして法人化。与謝野町内でも集落を母体とした法人化の第1号であり、今後、地域農業の振興に大きく貢献するものと期待されている。



【直営で舗装された農道と法面草刈】



【大豆・米乾燥調整施設】

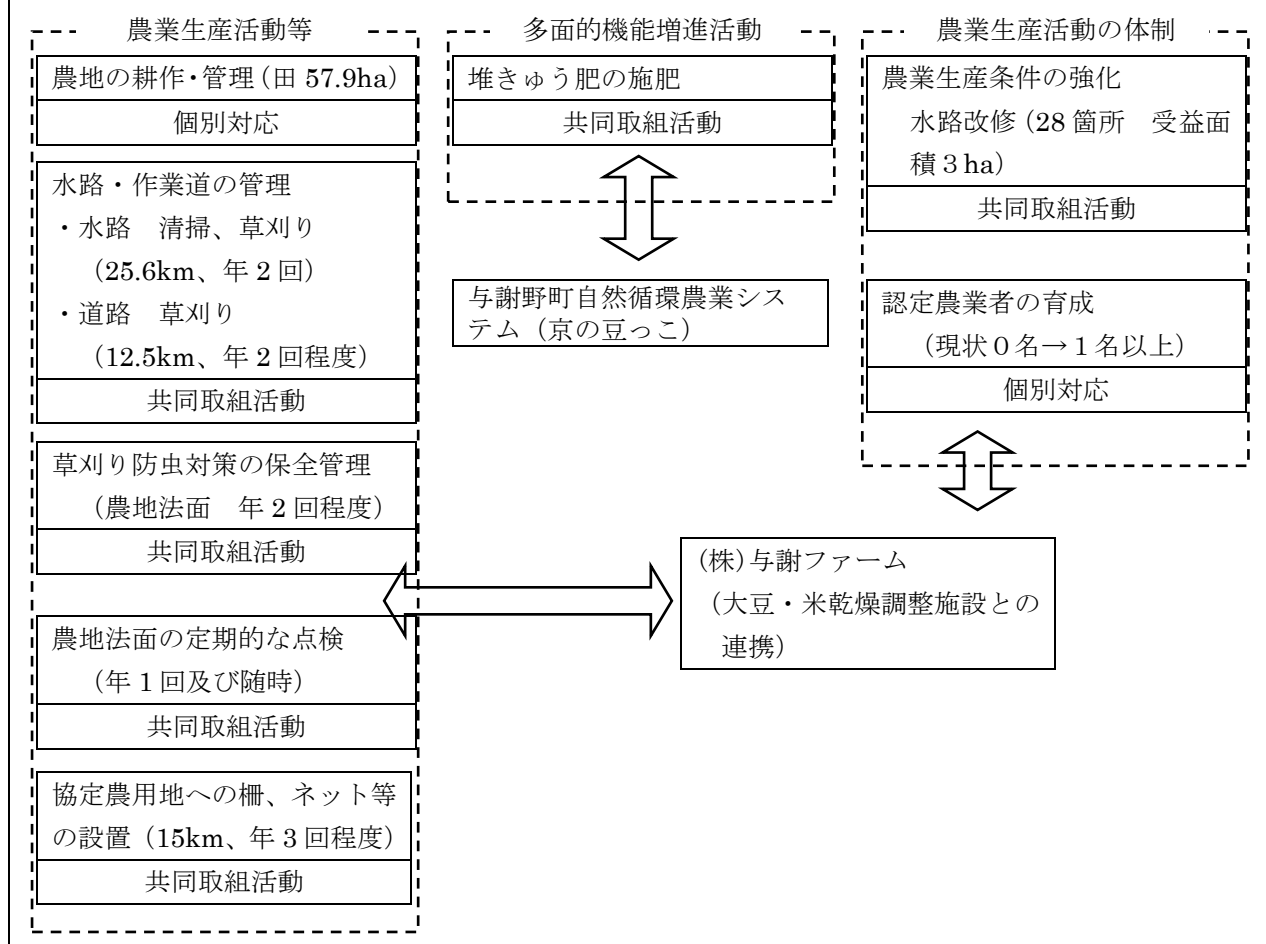
[集落の将来像]

- 農地集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
 - ・ 集落の農地は集落で守る体制づくりの構築
 - ・ 水稻栽培中心の経営からの転換の模索



[将来像を実現するための活動目標]

- 認定農業者を育成し、農地集積、農作業受委託を図る
- (株)与謝ファームを通じて、地元農産物や特産米の生産支援、集出荷



4. 今後の課題等

与謝集落では、担い手の確保が急務となっており、IターンやUターン者など、担い手となる新規就農者を確保するためには、今後、収益性の確保が必要となることから、米だけではなく、加工も含め収益性の高い作物に取り組む必要がある。

また、23 年に法人化した(株)与謝ファームでは、米の乾燥、調製等の収益事業が柱となっているが、今後は、より収益性の高い事業にも取り組んでいく必要がある。

「与謝中山間振興会」と(株)与謝ファームが有機的に連携して、取組みを進めていく。

[第 2 期対策の主な成果]

- 直営の農道舗装 延長 9,600m
- 大豆・米乾燥調整施設の運営体制の確立
- 獣害対策 獣害防止柵設置 延長 1,300m
- 自然循環型農業の推進 「京の豆っこ」(有機質肥料)を使用した米栽培

<多様な担い手（棚田オーナー等）の確保に取り組む事例>

○多様な活動を通じ優良農地の保全、多様な担い手の確保

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	兵庫県 ^{さんだし} 三田市 ^{とくら} 十倉			
協定面積 2.8ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻、小麦、そば、 白大豆、黒大豆			
交付金額 59万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 (100%)	共同利用機械購入		100 %
協定参加者	農業者11人、農作業受委託組織 1、水利組合 1			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

十倉集落においては、高齢化の進行や後継者不足から、傾斜地畦畔の管理が重労働となり、農業を営んでいく上で大きな負担となっていた。また、年々、増加する鳥獣害による農作物被害も多く、農業生産活動意欲の減退が大きな問題となっていた。

「集落は一農場」との理念のもとに、平成16年に生産組合が設立され、農業生産・経営体制を確立し、優良農地の保全とともに収益性の高い農業経営を目指して、集落一丸で取り組むこととなった。

また、組合長がリーダーとなり集落の意見を取りまとめ、17年から中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄の防止や農用地の保全に取り組んでいる。

3. 取組の内容

第2期対策の期間は、初期投資の時期と位置付け、田植機等の共同利用機械の整備を重点的に行い、第3期対策からは、共同利用機械の利用を通じて効率的な農作業を実施するとともに、年々、増加するイノシシの被害を食い止めるため、他事業を活用してイノシシ防護柵を設置するなど、集落をあげて鳥獣害対策に取り組んでいる。

また、ヤギを使った除草を試みるなどの工夫により優良農地の保全を行うとともに、市全域で取り組まれている黒大豆のオーナー制度にも取り組むなど、多様な活動に取り組んでいる。



【 黒大豆のオーナー制度 】



【 ヤギを使った除草の試み 】

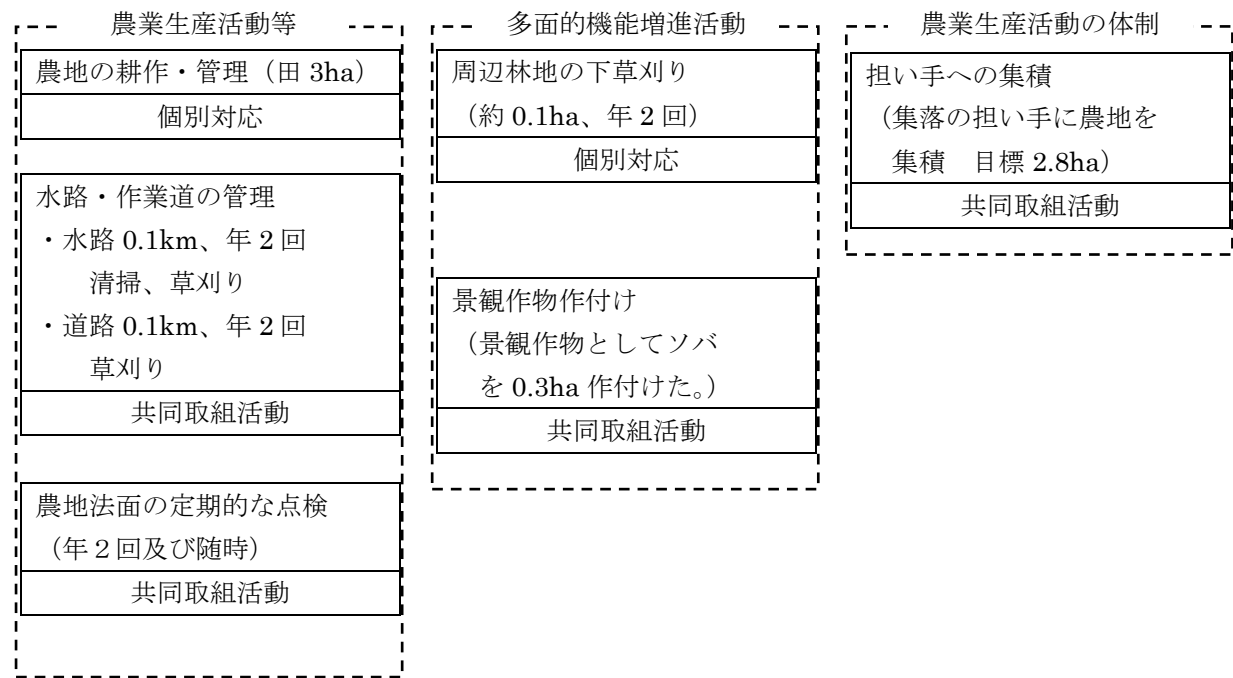
[集落の将来像]

- 自己完結型農業を脱却し、農業生産組合を中心とした農業生産体制を確立して優良農地を保全するとともに、農産加工品や観光農業等を含めた収益性の高い農業経営を実現したい。



[将来像を実現するための活動目標]

- 共同取組活動による農業施設等の維持管理、交流活動の促進。
- 農業生産組合に若い人の登用と担い手への農地集積。



4. 今後の課題等

十倉集落は、阪神間へ通勤可能な圏内に位置することから、集落に若年層も居住しているが、農業は親世代が行っているのが実情であり、後継者の育成が課題となっている。

黒大豆のオーナー制度の参加者は、近隣都市まで広がり、毎年参加するリピーターもあり、また、景観作物の開花時期や、大舟山登山に集落を訪れる人も多いことから、交流を通じて、集落への定着を目指した取り組みを進めたい。

また、優良農地の保全とともに、収益性の高い農業経営にも取り組んでいく必要があることから、「ひょうご安心ブランド農産物」にも取り組み、またエコファーマーの認定を受けるなど、今後、農作物のブランド化にも取り組んでいきたい。

[第2期対策の主な成果]

- 田植機（5条）購入
- 播種機 リース
- 動噴霧器 リース
- トラスハウス 設置

<高付加価値型農業取り組む事例>

○岩津ねぎのブランド化を通じ高付加価値型農業を実践

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	兵庫県朝来市 あさごし 物部横田 もののべよこた			
協定面積 2.9ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、ネギ			
交付金額 62万円	個人配分			0%
	共同取組活動 （100%）	共同機械の燃料費	10%	
		法面コンクリート工事、水路清掃・農道草刈	80%	
		揚水ポンプ点検	10%	
協定参加者	農業者 17 人、営農組合 1、水利組合 1			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

物部横田集落においては、高齢化の進展により、年々、水田の維持管理が難しくなってきたことから、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度に取組み、魅力ある農業・農村づくりに取り組んできた。

なかでも、集落一体的に機械・農作業の共同化に取り組む、営農組織を育成することを目標に掲げ、平成 20 年には、物部営農組合を設立し、地域農業の担い手として活動している。

3. 取組の内容

物部横田集落では、20 年度より、朝来市特産の伝統野菜である「岩津ねぎ」の栽培に取り組む、機械化による大規模栽培を行うとともに、年々、農産物価格が低迷する状況にあって、少しでも有利に販売を行うため、兵庫県特産認定農産物である「ひょうご安心ブランド」を取得し、特別栽培による「岩津ねぎ」の栽培で高付加価値型農業に取り組んでいる。



【岩津ねぎの栽培】



【共同作業による農道の草刈り】

〔集落の将来像〕

- 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
 - ・農業の継続が困難な農用地が発生した場合、物部営農組合が引き受け、農業生産活動等の維持を図る。
- 集落ぐるみによる農業生産活動等体制整備
 - ・農業の継続が困難な農用地が発生した場合、協定参加者の共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 機械・農作業の共同利用面積の増加（10%増）
- 岩津ねぎの生産面積の増加（30a 増）
- 農業の継続が困難となった場合に備え、サポート体制の維持

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田 3ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り （約 0.2ha、年 5 回） 個別対応	機械・農作業の共同化 （機械の共同利用面積 1.9ha 目標 10%増加） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路 清掃、草刈り （1.5km、年 3 回） ・道路 草刈り （1.0km、年 2 回） 共同取組活動	堆きゅう肥の施肥 共同取組活動	高付加価値型農業の実践 （岩津ねぎの生産拡大 現状 0.9ha 目標 30a 増加） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （毎月 1～2 回） 共同取組活動		
協定農用地への柵、ネット等の補修・点検（随時） 共同取組活動		集団的かつ持続可能な体制整備の構築 （集落ぐるみ型による農業生産活動の維持） 共同取組活動

4. 今後の課題等

物部営農組合を中心に、農作業の共同化を図り、特産品の岩津ねぎの生産量の増加や米の作付面積を増加させるため、共同機械の充実を図っていく。

また、営農組合を中心に農業生産活動を実践していく中で、今後は、定年帰農者等の新たな担い手の確保を目標に、営農活動の継続を目指していく。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- ・共同機械の購入 トラクター 1 台 刈払機 1 台
- ・獣害対策 柵設置 8 5 0 m
- ・水路工事 総延長 1 0 0 m
- ・揚水ポンプ改修工事 1 台

<農業生産条件の強化（自己施工）に取り組む事例>

○園地の条件を改善し作業の省力化による果樹園の維持

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	奈良県 ^{ごじょうし} 五條市 ^{ももだに} 百谷			
協定面積 101.4ha	田	畑（100%） 柿、梅	草地	採草放牧地
交付金額 1,166万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 （50%）	役員報酬	7	%
		共同防除	7	%
		研修費	2	%
		鳥獣対策	4	%
		水路、農道整備	23	%
		土壌改良	4	%
		事務費、会議費	3	%
協定参加者	農業者56人、非農業者 3 人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

五條市は、柿を主体とする果樹の産地を形成しており、百谷集落も急峻な樹園地で柿や梅を栽培している。

樹園地で効率的な農作業を確保するためには、作業道の整備が不可欠であり、園内道の舗装が急務となっていたことから、集落で話し合いが持たれ、平成13年に集落協定を締結し、共同取組活動経費として、樹園地の園内道の新設、舗装、補修等に自己施行で取り組むことにより、園内の条件を改善し、収穫や防除作業の省力化、軽労化による樹園地の維持に取り組んでいる。

3. 取組の内容

百谷集落では、交付される交付金の過半を共同取組活動にかかる経費として優先的に配分して、第2期対策では、主に園内道のコンクリート舗装に自己施行で取り組み、残りは共同防除の費用に充当した。

近年、イノシシによる農作物の被害が広がり、百谷集落でも、被害が深刻となってきたことから、第3期対策では、これまでの園内道のコンクリート舗装、共同防除にかかる取組の他、ライセンスを取得して捕獲用のオリを設置するなど、鳥獣害対策にも取り組んでいる。



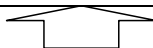
【柿の剪定講習会】



【園内道の舗装】

〔集落の将来像〕

- 集落全体が団結し、集落の営農環境を整備することにより次世代の就農者が効果的な果樹栽培ができるよう体制を確立し、安心して暮らせ、助け合う明るい集落をめざす。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- 共同防除面積の30%の増加
- 認定農業者の5名増加
- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合のサポート体制の維持

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(畑 101ha)	周辺林地の下草刈り (約 1.5ha、年 1 回)	機械農作業の共同化 (共同防除の実施 現状 11ha 目標 16ha)
個別対応	個別対応	共同取組活動
作業道の管理 ・道路 5.0km、年 2 回 草刈り		農業生産条件の強化 (農道舗装 3km)
共同取組活動		共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年 2 回、随時)		認定農業者の育成 (現状 16 名 目標 21 名)
共同取組活動		共同取組活動
		農作業の継続が困難な農用地 が発生した場合、百谷研究会 が維持管理 (C 要件)
		共同取組活動

4. 今後の課題等

百谷集落は、柿の産地であることから、専業農家も多く、また、後継者にも恵まれており、協定の中で農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合、協定参加者の若手が参加する百谷研究会が農業生産活動の維持を引き受けることで取り組んでいる。

今後、温暖化の進行等で、イノシシ等による鳥獣害の拡大や炭疽病等の発生、また、鳥インフルエンザなど予見しがたい課題はあるものの、担い手等の確保も順調で、当面の課題は少ない。

園内道の舗装は、整備しなければならない箇所も多く、やりたいこともたくさんあるが、優先順位を設けざるを得ず、長期的な話が出来ない。

〔第2期対策の主な成果〕

- 園内道の舗装 6.5 km
- 共同防除の実施 11 ha

＜集团的かつ持続可能な支援体制の構築に積極的に取り組む事例＞

○森林組合が中心となり耕作放棄地の解消に取り組む

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	和歌山県伊都郡かつらぎ町 東山			
協定面積 19.5ha	田	畑(100%) 柿、みかん	草地	採草放牧地
交付金額 224万円	個人配分 50 %			
	共同取組活動 (50%)	農道等施設の維持管理費 耕作放棄地復元農地管理費 事務費・会議費	22 % 22 % 6 %	
協定参加者	農業者25人、かつらぎ町森林組合（構成員5人）			開始：平成23年度

2. 取組に至る経緯

東山集落は、農地の大半が急傾斜の果樹園であるが、農道が比較的整備されていることから果樹栽培に適しているが、農業者の高齢化等により担い手が不足し、耕作放棄地が増加している。

一方、かつらぎ町森林組合でも、山村の環境保全のため、耕作放棄地の復旧と整備作業を行う里山復旧事業に取り組んでおり、森林組合が既に耕作放棄地となっている農地を復旧した上で、新たに花木を植栽し、農地の維持・管理していくことを東山集落に呼びかけた結果、森林組合を中心に集落協定を締結することになった。

また、隣接する宮本集落では、第2期対策まで中山間地域等直接支払制度に取り組んでいたが、集落のリーダーが不在となり話がまとまらず、第3期対策への取組みを断念していたところ、東山集落が協定を結ぶこととなった10haと宮本集落の2期対策の協定農用地9.5haを一体的に取り組む方向で話がまとまり、新たに東山集落協定として取り組んでいる。

3. 取組の内容

森林組合が、既に耕作放棄地となっている農地の管理・委託を受け、耕作放棄地約10haを復旧し、収入につながる花木（サカキ）を植栽、農用地の維持管理を行うことで、耕作放棄地の解消につなげていく。

また、農業の継続が困難な農用地が発生した場合には、森林組合との連携により農業生産活動の維持を図ることを協定に位置付け、森林組合が維持管理していく。



【和泉山脈を望む果園地】



【耕作放棄地の復旧】

〔集落の将来像〕

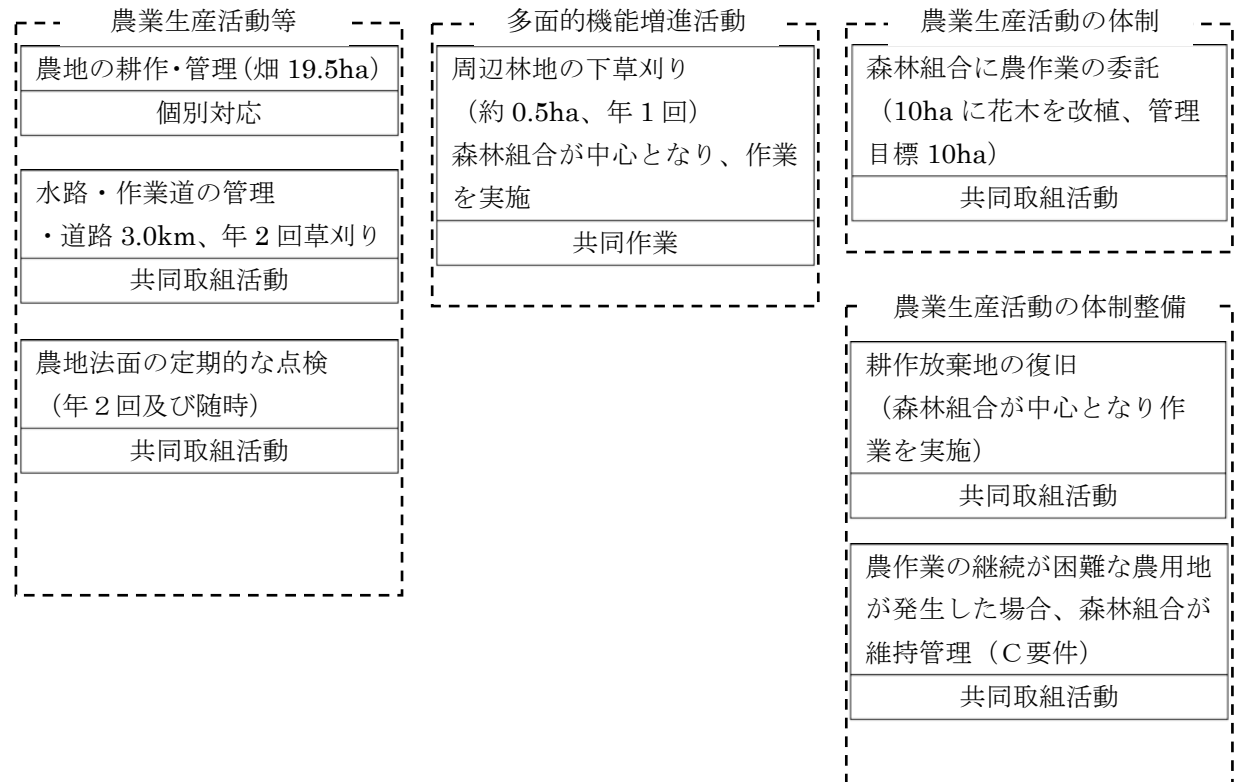
○ 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

- ・ 集落協定内にある耕作放棄地約 10ha を解消し、新たに花木（サカキ）を植栽することにより、将来の収益に繋げる。



〔将来像を実現するための活動目標〕

○ 高齢等により耕作が困難となった場合は、森林組合がサポートし、農用地の肥培管理等を行う。



4. 今後の課題等

森林組合が集落協定のリーダーとなることで、集落内にある耕作放棄地のうち約 10ha が解消されることから、次は、収入につながる花木（サカキ）を植栽していく。

また、安定的な収益につなげるため、今後は、それらの販売ルートを開拓していく必要も生じてくる。

高齢化により農業の継続が困難となる農地が生じた場合、森林組合をサポートとして位置付けているが、後継者のいない場合の担い手の確保も急務となっている。

<その他、取組に特徴のある事例>

○獣害の被害に集落でライセンスの取得を支援

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	和歌山県有田郡湯浅町 吉川			
協定面積 80.8ha	田	畑（100%） 温州みかん	草地	採草放牧地
交付金額 929万円	個人配分			90 %
	共同取組活動 （10%）	役員報酬	3	%
		改植・マルチ補助	1	%
		水路・農道等の清掃・草刈	1	%
		鳥獣害対策	4	%
		事務費、会議費	1	%
協定参加者	農業者90人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

和歌山県有田地方は、古くから温州みかんの栽培が盛んであり、温州みかんの価格も良かったことから、吉川集落では、山林を順次切り開き、みかん畑に転換してきた。

しかし、オレンジ自由化の影響や国内消費需要の低迷により、みかんの価格は低落傾向にあり、吉川集落においても、農業後継者の確保が難しくなってきた。

高齢化が進行する一方で、農業後継者の確保が急務となっていたこともあり、吉川集落では、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

第1期対策では、農地周辺の草刈りに加え、ほ場や農道の整備に取り組んだが、ため池の水質が年々悪化していたため、第2期対策では、共同取組活動分を積み立て、薬剤散布用々水の給水施設の整備を行った。

湯浅町内では、7～8年位前からイノシシの農作物被害を受けていたが、吉川集落も3～4年くらい前からイノシシの被害を受けるようになってきたため、第3期対策からは、鳥獣害対策に取り組むこととし、交付金を活用して、イノシシ捕獲檻の設置や狩猟免許取得費用の支援を行っている。

交付金の配分については、作業の効率化や個人の農業生産活動を重視する観点から、交付金の90%を個人配分としている。



【給水施設の整備】



【イノシシ捕獲檻の設置】

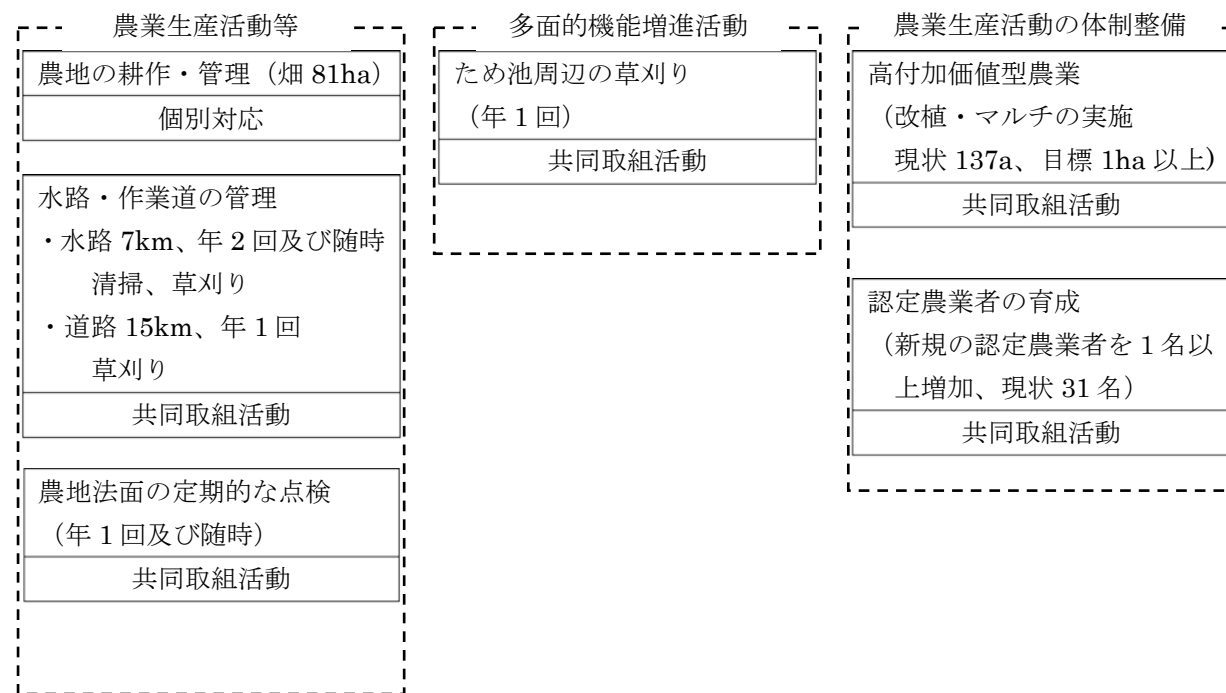
〔集落の将来像〕

○高品質・優良品種を栽培することで、産地のブランド力を高め、価格向上につなげることで、後継者を確保する。また、耕作放棄地の発生を防止し、持続的な農業生産活動等を可能とするため、増える獣害に対し、集落で協力して対策に取り組む。



〔将来像を実現するための活動目標〕

- ・農地維持と耕作放棄地の発生防止 ・獣害対策の実施
- ・農道水路の管理 ・高付加価値型農業 ・認定農業者の育成



4. 今後の課題等

高齢化が進む一方で、農地を他人に貸すことに農業者が抵抗感を持っており、経営面積の規模拡大が進まず、農地の流動化も浸透していない。

担い手の確保が急務であるが、専業農家の子息であっても後継者となっていないことから、今後は、町外からの新規就農者も確保していく必要がある。

収入の大半がみかんの出荷によるものであるが、年によって価格が変動することから、ジュース等への加工など安定的な収入の確保が必要となってくるが、収入よりも費用の方が上回ることから、加工に回さずそのまま捨てているのが実情である。

おいしいミカンを作ることが技術面を含め難しく、新品種の導入も、適地・適作の関係もあって難しい。

〔第 2 期対策の主な成果〕

- ・薬剤散布用々水の給水施設の整備
- ・集落内認定農業者 31 人の確保
- ・改植実施面積 1. 37ha